

肝付町告示第199号

肝付町合宿等誘致推進補助金交付要綱を次のように定めた。

平成22年11月1日

肝付町長 永野 和行

肝付町合宿等誘致推進補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、本町における合宿の誘致を図り、もって本町の交流人口の拡大及び地域の活性化に資することを目的として、本町で合宿を実施する団体に対し補助金を交付することに関し、肝付町補助金等交付規則（平成17年肝付町規則第26号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付対象者)

第2条 補助金の交付対象者は、高校及び大学（学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定するものをいう。）の学生で構成される運動系及び文化系の団体とする。

(補助金の交付要件)

第3条 補助金の交付対象となる合宿は、次に掲げる要件のすべてを満たすものとする。ただし、町長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

- (1) 町内に宿泊するものであること。
- (2) 宿泊日数が連続2日間以上で、かつ、延べ宿泊数が20泊以上若しくは宿泊日数が1日間のみで宿泊人数が30人以上であること。
- (3) 旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条に規定するホテル営業、旅館営業、及び簡易宿所営業に係る施設（ただし、次に掲げる施設を除く）に宿泊するものであること。
 - ア 教育施設に付随する宿所
 - イ キャンプ場
 - ウ その他補助金の趣旨に合致しないと認められる施設
- (4) 各種大会・会議等への参加を目的とするものでないこと。
- (5) 営利を目的とするものでないこと。
- (6) 政治的又は宗教的活動を目的とするものでないこと。
- (7) 公序良俗に反しないものであること。

(補助金の額及び限度額)

第4条 補助金の額は、延べ宿泊数に1,000円を乗じて得た額とし、1回につき20万円限度とする。

(補助金の交付申請)

第5条 規則第5条の規定により、補助金の交付の申請をしようとする者は、補助金等交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて合宿の開始日の15日前までに、町長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画(実績)書(様式第2号)
- (2) 収支予算(清算)書(様式第3号)
- (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類
(実績報告)

第6条 規則第15条の規定により、補助事業の実績報告をしようとする者は、補助金等実績報告書(様式第11号)に次に掲げる書類を添えて、合宿が終了した日から15日以内に、町長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画(実績)書(様式第2号)
- (2) 収支予算(清算)書(様式第3号)
- (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類
(実績報告書の添付書類)

第7条 前条第3号に規定する書類は、宿泊証明書(様式第14号)とする。
(補則)

第8条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。
付 則

この告示は、平成22年11月1日から施行する。